

## 山鹿市条例第 6 号

### 山鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令に規定する基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）と同一とする。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が別に定める。

(暴力団員等の排除)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者は、山鹿市暴力団排除条例（平成 23 年山鹿市条例第 19 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。